

狭山市自治会連合会規約

第1章 総則

(名称と所在)

第1条 本会は、狭山市自治会連合会と称し、狭山市役所市民部自治文化課内に事務所を置く。

(構成)

第2条 本会は、入間川地区自治会連合会、入曽地区自治会連合会、堀兼地区自治会連合会、奥富地区自治会連合会、柏原地区自治会連合会、水富地区自治会連合会、新狭山地区自治会連合会、狭山台地区自治会連合会の各地区自治会連合会（以下「地区連合会」という。）に属する自治会をもって構成する。

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条に掲げる自治会の会員とする。

(会費)

第4条 本会の会費は、第2条に定める自治会単位で納入するものとし、細則に定めるものとする。

(目的)

第5条 本会は、市との連携を密にして、会の円滑な運営と自治会相互の協調を図り、明朗なる地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をおこなう。

- (1) 地区連合会との連絡、協調に関すること
- (2) 活動計画に関すること
- (3) 市並びに地区センターとの連絡、協調に関すること
- (4) 関係団体との連絡、協調に関すること
- (5) その他、本会の目的達成に必要となる事項

第2章 役員及び監査員

(役員及び監査員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 15名以内（入間川3名 入曽3名 堀兼2名 奥富1名 柏原1名 水富2名 新狭山1名 狭山台1名）ただし、会長選出地区に於いて、1名を増員することができるものとする。
- (5) 顧問 1名（会長が必要と認めるとき）
- (6) 書記 2名以内
- (7) 会計 2名以内

2 本会に、監査員2名を置く。

(役員及び監査員の責務)

第8条 本会の役員の責務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- (4) 幹事は、幹事会の構成員となり、幹事会に付託された事項を審議する。なお、幹事に事故がある場合は、代理者が出席できるものとする。
- (5) 書記は、総会及び幹事会の記録を作成する。
- (6) 会計は、予算、決算に係る諸表の作成並びに本会の出納に係る事務を行う。
- (7) 顧問は、会長の要請により総会及び幹事会に出席し、必要な助言を行う。ただし、議決が行われる場合は、議決に加わらないものとする。

2 監査員は、本会の活動計画及び予算の執行状況を年2回監査し、その結果を幹事会及び総会に報告する。

(役員及び監査員の選出)

第9条 本会の役員は、次により選出する。

- (1) 会長及び副会長は、地区連合会長の中から幹事会で選出し、総会の承認を得て決定する。
- (2) 幹事長、会計及び書記は、幹事会において幹事の互選により定める。
- (3) 幹事は、各地区連合会の推薦する自治会長をもって当てる。

2 顧問は、前会長を当てる。ただし、前会長がこれに当たることができない場合には、前副会長又は前幹事長の中から会長が任命することができるものとする。

3 監査員は、地区連合会の持ち回りとし、地区連合会の推薦により、会長が任命する。

4 監査員は、本会の他の役員を兼務してはならない。

(役員及び監査員の任期)

第10条 役員の任期は、総会から翌年度の総会までの1年間とし、再任を妨げない。ただし、会長については、2年を超えないものとする。

2 役員の補欠選任は、必要に応じて行い、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 監査員の任期は、1年とする。

第3章 執行機関

(執行機関)

第11条 本会には、次の執行機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 三役会

第4章 総会

(総会)

第12条 総会は、本会の最高議決機関とし、第2条に定める自治会の会長をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 定期総会は、年1回5月に行う。

4 会長は、幹事会が必要と認めるとき又は自治会長の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

5 総会には、議長を置き、会長が就任する。

(総会の招集)

第13条 会長は、総会を招集するときは、総会の日時、場所及び議案書を原則として事前に構成員に通知しなければならない。

(総会の成立)

第14条 総会は、構成員の2分の1以上(委任状を含む。)の出席をもって成立する。

(議決)

第15条 議事は、出席者の過半数をもって決する。

2 可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(総会への付議事項)

第16条 定期総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 活動計画及び活動報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 会長及び副会長の承認
- (5) 共有財産の管理
- (6) その他、本会の運営に必要な事項

第5章 幹事会及び三役会

(幹事会)

第17条 幹事会は、総会の議決に従い、次の総会までの間における活動計画を処理するため、

会長が定期的に召集する。

- 2 幹事会の構成員は、会長、副会長、幹事長、幹事とする。
- 3 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 幹事会は、構成員（代理出席者を含む。）の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。
- 5 幹事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会で議決された活動計画の執行に関する事項
 - (2) 活動計画の一部修正及びそれに伴う予算の変更
 - (3) 規約細目の制定、変更及び廃止
 - (4) 総会に付議する事項
 - (5) その他、総会の議決を要しない事項

第18条 三役会は、会長が必要と認めたときに会長が召集する。

- 2 三役会の構成は、会長、副会長及び幹事長とする。
- 3 三役会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 三役会は、次の事項を審議する。
 - (1) 幹事会から三役会に委ねられた事項
 - (2) 幹事会に付議する事項

第6章 資産及び会計

(資産)

第19条 次に掲げるものをもって、本会の資産とする。

- (1) 財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 分担金
 - (4) 補助金
 - (5) その他の収入
- 2 本会の資産は、会計が管理し、用途は幹事会の議決による。
 - 3 本会の経費は、資産をもって支払う。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第7章 事務

(活動計画及び予算)

第21条 会長は、年度活動計画書及び年度予算書を作成し、総会の承認を受けるものとする。

(活動報告及び決算)

第22条 会長は、年度活動報告書及び年度決算書を作成し、監査員の監査を受け、総会の承認を受けるものとする。

(事務)

第23条 本会は、円滑な業務運営を図るため、事務員を雇用し、事務に当たらせる。

第8章 弔意及び表彰等

(弔慰)

第24条 自治会長に次の各号のいずれかに該当することがある場合は、地区連合会の会長の申出により、弔慰金を贈る。

- (1) 死亡した場合、香典1万円
 - (2) 配偶者が死亡した場合、香典1万円
 - (3) その他、会長が必要と認めた場合
- (表彰及び記念品)

第25条 自治会長が退任した場合は、総会において会長が表彰する。

- 2 前項の退任者には、自治会長在任期間1年に付き2千円以内の記念品を贈る。

第9章 雑則

(帳簿類の整理)

第26条 本会は、次の書類及び帳簿を備え、必要に応じて公開しなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 役員名簿
- (3) 総会構成員名簿
- (4) 会費徴収台帳
- (5) 金銭出納簿及び証票類
- (6) 備品目録
- (7) 会議議事録

(細則)

第27条 この規約以外で、本会の事業運営に関する定めが必要となったときは、総会の承認を得て、幹事会で細則を作ることができる。

附 則

- 1 この規約は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 狭山市区長会連合会規約(昭和31年7月27日制定)は廃止する。

附 則

この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。